

「わかりやすい！第6類消防設備士試験」法改正による訂正

法改正により変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.81 ③ 免状の効力 (イ)

誤	そのためには免状取得後(免状の交付を受けた日から)2年以内、およびその後は(講習を受けた日から)5年以内ごとに都道府県知事の行う講習(工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習)を受講する必要があります。
正	そのためには免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、その後は、講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に都道府県知事の行う講習を受講する必要があります。

※下の重要マークの部分は削除してください。

P.106 問題 39 選択肢 (3)

誤	消防設備士は免状の交付を受けた日から2年以内、およびその後は5年以内ごとに
正	消防設備士は免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、およびその後は受講日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに

以上